

財団法人 スポーツ安全協会寄附行為

(昭和45年12月10日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 スポーツ安全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門1丁目12番1号に置く。

(支部)

第3条 この法人は、各都道府県に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、スポーツ活動及び社会教育活動(以下「スポーツ活動等」という。)の普及奨励を図り、スポーツ活動等における安全の確保に関する事業、スポーツ活動等に伴って生じる傷害に対処するための事業等を行い、もって、スポーツ及び社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動等の普及奨励に関すること。
- (2) スポーツ活動等における事故防止の推進に関すること。
- (3) スポーツ活動等を行う者のためのスポーツ傷害団体保険契約の締結及びこれに伴う保険契約者としての必要な業務に関すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄附に係る財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産の以外の財産とする。

4 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後3月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに財産の増減事由書とともに監事の意見及び公認会計士の監査報告書を付け、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内(うち会長1名、副会長1名、専務理事1名、常務理事1名とする。)

(2) 監事 3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で、会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

(会長等の職務)

第18条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

3 会長及び副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、会長又は副会長があらかじめ指名する理事がその職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第21条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在役員である者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員として、ふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合は、その任期中であっても理事現数及び評議員現数の各々4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(役員の報酬)

第22条 役員は、有給とすることができる。

(顧問)

第23条 この法人には顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮り、その議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に答える。

(評議員の選任)

第24条 この法人には、評議員 65 名以上 70 名以内を置く。

2 評議員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 評議員には、第21条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第25条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要求されたときは、その要求があった日から21日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

- (3) 基本財産（運用財産である不動産を含む。）の取得及び処分並びに基本財産の運用財産への繰り入れについての事項
- (4) 借入金（その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての重要事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

2 前 2 条の規定は、評議員会においてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

（議事録）

第 30 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第 31 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

（解散）

第 32 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第 33 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 7 章 雑則

（書類及び帳簿の備付等）

第 34 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(7) 官公署往復書類

(8) 収支予算書及び事業計画書

(9) 収支計算書及び事業報告書

(10) 貸借対照表

(11) 正味財産増減計算書

(12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号の書類、同項第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部大臣の設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は第 15 条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 46 年 3 月 31 日とする。
- 3 従来財団法人スポーツ安全協会設立発起人会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。
- 4 この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（会長）	東 龍太郎
理事（副会長）	青木 半治
理事（常務理事）	宮内 昌四郎
理事	奥野 良
理事	小林 芳夫
理事	近藤 正夫
理事	末次 一郎
理事	野尻 高経
理事	野津 謙
理事	花村 仁八郎
理事	羽山 孝二
理事	福島 恒春
理事	福原 匡彦
理事	宮田 豊太郎
理事	山口 秀男
監事	中島 茂
監事	前田 充明
監事	塚本 友次郎

附 則

この寄附行為は、昭和 49 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和 54 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 15 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 15 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 9 月 21 日から施行する。